

準会員活動助成金交付要綱

2014年5月17日 制定

2023年4月22日 改正

(目的)

第1条 三水会は、同準会員の学生生活の充実を図るために必要な準会員の活動に対して助成金を交付する。

(対象範囲及び助成金の額)

第2条 助成金の交付対象範囲及び額は、原則として次のとおりとする。

- (1) 交付対象は、準会員活動として理事会で認めた個人もしくは団体から選考する。
- (2) 助成金は、年間総額20万円を上限とする。

(助成金の交付申請)

第3条 助成金の交付を受けようとする団体等は、助成金申請書(別紙様式1又は2)を海洋生命科学部事務室(学生課)に提出するものとする。

1 クラブ活動等については、代表者が助成金申請書(別紙様式1)に必要事項を記載して提出するものとする。

2 その他の活動については、個人もしくは代表者が助成金申請書(別紙様式2)に必要事項を記載して提出するものとする。

3 募集期間は1月1日から12月31日までとし、申請手続きをその年の12月31日までに行うものとする。

(助成金の交付)

第4条 会長は、助成金交付申請があったとき、理事会において候補団体及び準会員活動の選考を行い、助成金を交付するものとする。

(報告書の提出)

第5条 助成金の交付を受けた団体等は、交付後活動内容を三水会会報に寄稿するものとする。

(助成金の返還)

第6条 本交付要綱に付した条件、又は虚偽の報告があった場合は助成金の返還を命ずることがある。

(この要綱の改廃)

第7条 この要綱の改廃は、理事会において決定する。

附 則

本要綱は、2014年5月17日から実施し、2014年1月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

本要綱は、2023年4月22日から施行する。

(適用期日)

本要綱は、2023年1月1日から適用する。